

住宅改造助成制度の申込み・問い合わせ先

	【障がい者】	【高齢者】	
■東 区 福祉・介護保険課	TEL 645-1067	TEL 645-1071	FAX 631-2191
■博多区 福祉・介護保険課	TEL 419-1079	TEL 419-1078	FAX 441-1455
■中央区 福祉・介護保険課	TEL 718-1100	TEL 718-1145	FAX 771-4955
■南 区 福祉・介護保険課	TEL 559-5121	TEL 559-5127	FAX 512-8811
■城南区 福祉・介護保険課	TEL 833-4102	TEL 833-4170	FAX 822-2133
■早良区 福祉・介護保険課	TEL 833-4353	TEL 833-4352	FAX 831-5723
■西 区 福祉・介護保険課	TEL 895-7064	TEL 895-7063	FAX 881-5874
■福岡市住宅改造相談センター	TEL 731-3511	TEL 731-3511	FAX 731-5361

工事の内容に関するご相談は

■福岡市住宅改造相談センター TEL(092)731-3511 FAX(092)731-5361
〒810-0062 福岡市中央区荒戸3-3-39 福岡市市民福祉プラザ(ふくふくプラザ)3階



交通のご案内 ※ ご来館の際は、公共交通機関をご利用ください。

● 福岡市地下鉄

「唐人町」駅(4番出口)から徒歩約7分
「大濠公園」駅(1番出口)から徒歩約10分

● 西鉄バス

「黒門」バス停から徒歩約5分
「福大若葉高校前」バス停からすぐ

福岡市

障がい者・高齢者

住宅改造相談

ご案内



おせわん

福岡市住宅改造助成とは…

身体障がい者の方や介護保険の要介護認定を受けている高齢者の方が自立した生活を送るため、または介護を行う方の負担を軽減する目的でお住まいを改造する場合、その費用の全部または一部を福岡市が助成する制度です。

※所得により制限があります。
※全面的に改築・新築される場合には適用になりません。

お気軽にご相談ください

福岡市住宅改造相談センターでは、建築士、看護師または介護福祉士等の資格を持った相談員が、高齢の方や障がいをお持ちの方が安全で自立した生活を行うための住宅の改良について、ご相談をお受けしております。

相談時間 10:00～17:00(月曜日～金曜日)

※祝日及び年末年始(12月28日～1月3日)、
毎月第3火曜日(祝日の場合は翌日)を除く

電話番号 (092) 731-3511

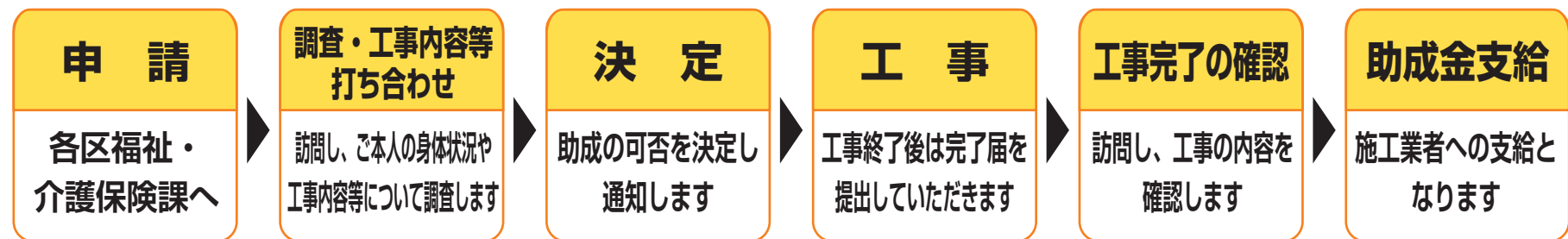
※住宅改造助成を受けるには、事前申請が必要です。工事着工前に、必ずお住まいの区の福祉・介護保険課に申請をしてください。



福岡市住宅改造助成

～工事をする前に住宅改造相談センター
またはお住まいの区の福祉・介護保険課に相談を～

住宅改造助成の流れ



障がい者等住宅改造助成

利用できる世帯

福岡市内に居住し、世帯員*全員の市民税所得割額の合計が46万円未満であり、かつ次に該当する方

*「世帯」の範囲は、障がい児の場合は保護者の属する住民基本台帳上での世帯、18歳以上の障がい者については、障がい者とその配偶者です。

- ①65歳未満で、視覚障がい又は肢体不自由の身体障害者手帳1級または2級の交付を受けた方
 - ②65歳未満で、下肢、体幹機能障がい又は脳原性運動機能障がい(移動機能障がいに限る)の身体障害者手帳3級の交付を受けた方(ただし、介護保険の住宅改修を利用できる方を除く。)
 - ③65歳以上で、上記における障がい要件に該当し、介護保険の要介護認定において要支援又は要介護の認定を受けることができなかった方
- ※障害者手帳3級の方は助成の対象となる工事が限定されますので、詳しくはご相談ください。

申請に必要なもの

- ①身体障害者手帳 ②介護保険被保険者証(特定疾病の方のみ)
- ③申請書及び見積書(各区福祉・介護保険課、住宅改造相談センターに用意しています)
- ④承諾書(借家、公営住宅等の場合)

助成額

助成額は所得により異なります。

◆助成基準額:身体障害者手帳1・2級の方で介護保険対象の方は30万円
身体障害者手帳1・2級の方でその他の方は50万円
身体障害者手帳3級の方は20万円

◆助成額:助成に該当する額と助成基準額を比較して低い方の額に、下表の助成率を乗じて得た額

世帯区分	助成率
生活保護世帯及び世帯員全員の市民税所得割額の合計が3万3千円未満の世帯	100%
世帯員全員の市民税所得割額の合計が3万3千円以上16万円未満の世帯	75%
世帯員全員の市民税所得割額の合計が16万円以上23万5千円未満の世帯	50%
世帯員全員の市民税所得割額の合計が23万5千円以上46万円未満の世帯	25%
世帯員全員の市民税所得割額の合計が46万円以上の世帯	助成なし

助成回数

助成は原則として障がい者等住宅改造助成、高齢者住宅改造助成を通して1世帯につき1回です。

高齢者住宅改造助成

利用できる方

- ①市内居住の65歳以上の高齢者
- ②介護保険の要介護認定において、要支援1・2または要介護1～5の認定を受けた方
- ③介護保険の第1号被保険者保険料の所得段階が第1～第8段階の方
上記の①～③の全てに該当する方のいる世帯

申請に必要なもの

- ①介護保険被保険者証
- ②申請書及び見積書(各区福祉・介護保険課、住宅改造相談センターに用意しています)
- ③承諾書(借家、公営住宅等の場合)

助成額

助成額は所得により異なります。

◆助成基準額:30万円

◆助成額:助成に該当する額と助成基準額を比較して低い方の額に、下表の助成率を乗じて得た額

利用者の所得段階		助成率
第1段階	【A】:生活保護受給者、 市民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者など	100%
	【B】:第1段階のうち【A】以外	90%
第2・3段階	市民税世帯非課税	60%
第4・5段階	本人が市民税非課税	35%
第6・7段階	本人が市民税課税で所得200万円未満	10%
第8段階	本人が市民税課税で所得200万円以上300万円未満	

※第1段階の【A】、【B】は独自の区分となります

助成回数

助成は原則として高齢者住宅改造助成、障がい者等住宅改造助成を通して1世帯につき1回です。

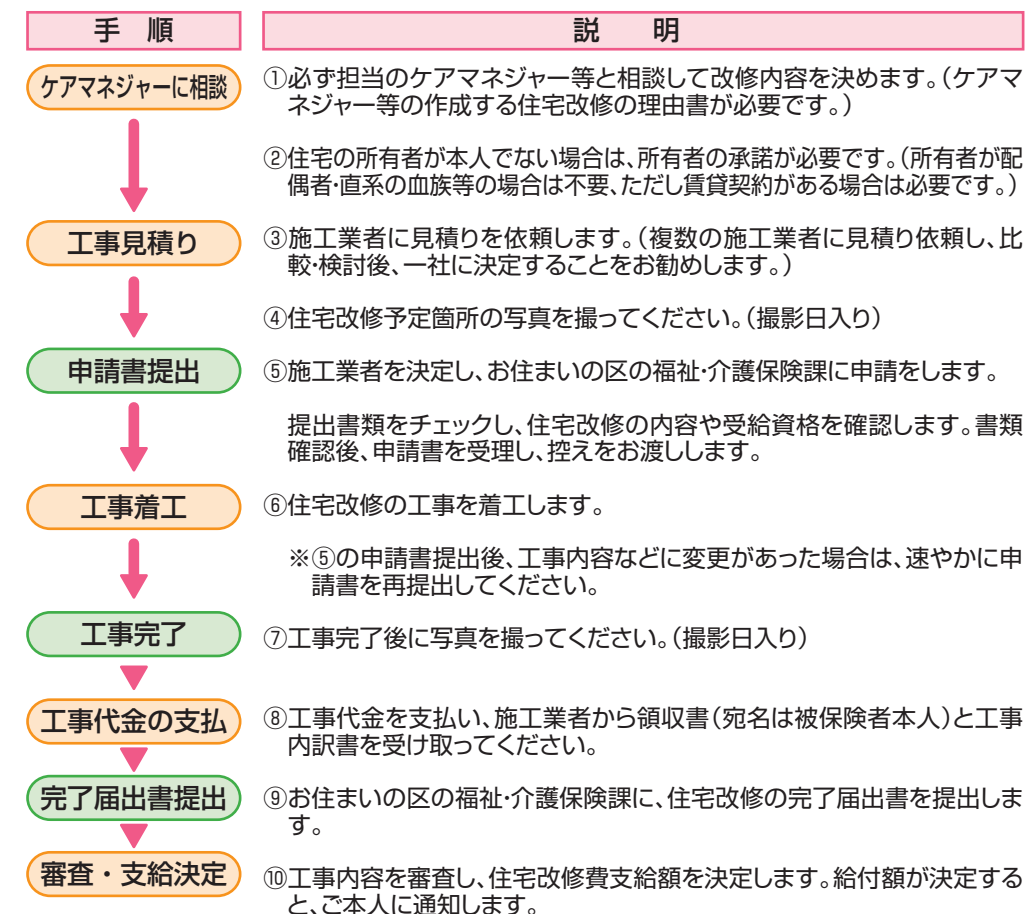
※原則として介護保険住宅改修対象工事は含まれません。
(詳しくは、各区福祉・介護保険課、住宅改造相談センターにお尋ね下さい。)

介護保険の住宅改修

～まずケアマネジャーや
いきいきセンターふくおか(地域包括支援センター)に相談を～

介護保険の要介護認定等により要支援1・2、要介護1～5の認定を受けている方が、在宅で生活される場合に、改修費用の9割、8割又は7割(原則として18万円、16万円又は14万円が上限)が介護保険から支給されます。ただし、身体状況や住宅の状況から住宅改修が必要と認められた場合に限られます。

手続きの流れ



対象となる工事

- 手すりの取り付け
- 段差の解消
- 滑りの防止および移動の円滑化のための床または通路面の材料の変更
- 引き戸などへの扉の取り替え
- 洋式便器などへの便器の取り替え
- その他上記の改修に付帯して必要となる住宅改修

事前の申請に必要なもの

- 支給申請書
- 住宅改修が必要な理由書
- 見積書
- 住宅改修の箇所ごとの改修前の写真(撮影日が入ったもの)
- 住宅改修の工事箇所や概要がわかる図面
- 住宅の所有者が本人でない場合は、所有者の承諾書

完了届出に必要なもの

- 完了届出書
- 領収証(宛名は被保険者本人)
- 工事内訳書
- 住宅改修の箇所ごとの改修後の写真(撮影日が入ったもの)
- 住宅改修の工事箇所や概要がわかる図面
- 給付金の振込口座の写し